令和8年度

徳島大学理工学部理工学科医光/医工融合プログラム 修学支援資金貸与制度実施要項

医光/医工融合プログラム修学支援資金は、同プログラムを履修する学生の修学を支援するとと もに、「医」と「光」の専門知識を持つ高度人材の徳島県内企業への就職・定着を図ることを目的 としています。

1 対象者

医光/医工融合プログラム令和6年度入学生

2 貸与期間

医光/医工融合プログラム3年次から2年間、及び大学院進学者は博士前期課程又は修士課程修了までの2年間

- ※1 休学、留年等の期間は貸与を休止します。
- ※2 徳島大学の大学院進学を希望している場合は、学部3年から博士前期(修士)課程修了までの4年間の申請ができます。
- ※3 学部2年間のみの申請も可能です。学部卒業後、徳島大学の大学院に進学した場合は、大学院に在学している間は修学支援資金の返還が猶予されます。
- ※4 貸与期間の途中で、貸与契約を解除することができます。

3 貸与額

月額5万円(無利子)

4 貸与方法

毎月1回振込

5 貸与人数

最大20名

6 申請手続き

申請期間:令和7年10月14日(火)~令和8年1月9日(金)

申請書類:修学支援資金貸与申請書(別記様式第1号)

推薦書(別記様式第2号) ※ 研究室配属又は卒業研究受入教員が作成すること。

提出 先:理工学部事務課学務係

7 選考基準

入学時から2年次前期終了時までの累積GPA、授業への出席状況、学習意欲、経済状況等を考慮し総合的に判断します。

8 選考方法

医光/医工融合プログラム修学支援資金貸与審査委員会(以下「審査委員会」という。)において 選考します。

9 選考結果の通知

選考結果は、応募者本人に書面で通知するとともに、採用者には採用証書交付式において採用 証書を交付します。

10 貸与継続条件

審査委員会は、本修学支援資金の貸与を受ける者(以下「貸与対象者」という。)の受入教員等から毎年4月に所定の様式により報告を受け、貸与継続の審査を行います。その他、休学等により貸与の継続について審議する必要が生じた場合は、その都度、審査委員会で審査し決定します。

11 貸与の停止(契約解除)

次の場合には、本修学支援資金の貸与を停止(契約解除)します。

なお、停止する際は、貸与対象者に書面で通知します。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため就学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) その他修学支援資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

12 貸与の休止

次の場合には、本修学支援資金の貸与を休止します。

なお、休止する際は、貸与対象者に書面で通知します。

- (1) 休学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 進級できなかったことにより、同一の学年の課程を再度履修する事実があったとき。
- (4) その他修学支援資金の貸与が適当でないと認められるとき。

13 返還免除

次の対象企業に正規職員として採用され(①、②)、又は企業を起業し(③)、規定の期間、就業又は事業を継続したときは、本修学支援資金の返還が免除されます。

① 徳島県内に本社を有するLED関連企業又は医療関連企業等

採用された月から起算して、修学支援資金の貸与期間(前条第2項各号の規定により貸与が休止された期間を除く。以下同じ。)の2倍に相当する期間(以下「修学支援資金貸与2倍相当期間」という。)を経過する月までに、修学支援資金の貸与期間の2分の3に相当する期間

② 徳島県外に本社を有するLED関連企業又は医療関連企業等

採用された月から起算して、修学支援資金貸与2倍相当期間を経過する月までに、徳島県内の

支店、事業所又は工場等における就業を通算して、修学支援資金の貸与期間の2分の3に相当する期間

③ 徳島県内において起業するLED関連企業又は医療関連企業等

起業した月から起算して、修学支援資金貸与2倍相当期間を経過する月までに、修学支援資金 の貸与期間の2分の3に相当する期間

14 返還

「11 貸与の停止(契約解除)」となったとき、「13 返還免除」に該当しないときは、貸付金を返還することになります。

返還方法は、月賦又は半年賦で、貸与期間以内で返還することになります。

(延滞利息3%)

(例)5万円を2年間貸与を受けた場合 月5万円、又は半年30万円を2年以内で返還していただきます。

※ 徳島大学又は徳島大学大学院の正規生として在学している期間中は、返還が猶予されます。

15 問い合わせ先

理工学部事務課学務係

TEL:088-656-7317(内線5116)

E-mail:st_senmon@tokushima-u.ac.jp

LED関連企業又は医療関連企業等

区分	日本標準産業分類 大分類(中分類)	対象企業の例
LED関連企業	製造業 (電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機 械器具製造業、生産用機械器具製造業)	LED製造会社、LED活用製品製造会社等
医療関連企業	製造業 (化学工業、業務用機械器具製造業)	製薬会社、医療機器メーカー 等

県内企業数(169社)

電子部品・デバイス・電子回路製造業(9 社)、電気機械器具製造業(43 社)、生産用機械器具製造業(73 社)

化学工業(41社)、業務用機械器具製造業(3社)

					5	免除期間	等の例						
◎返還	の債務が免済	余される例											
2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18
1年次	2年次	3年次	4年次	就職1年目	2年目	3年目							
	11月募集·申請 審查 貸与決定·契約	貸与(2年)		審査 猶予(3年) ※年1回在職を確認		審査	免除	免除対象としてカウントされる期間は、 貸与期間の2倍相当期間内に限る。					
1年次	2年次	3年次	4年次	就職1年目	2年目	3年目	4年目	< 但[カに本社>對	終地にかかれ)らず. 在職期	問を通管	5
	11月募集·申請 審査 貸与決定·契約	貸与(2年)		審査 <県外に本社>県内勤務 猶予(3年) 県外勤務 ※年1回在職を確認		審査 県内勤務	<県内に本社>勤務地にかかわらず、在職 (県外に本社>県内勤務の期間のみ、在職 「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		のみ、在職期	間を通算	1		
1年次	2年次	3年次	休学	4年次	就職1年目	2年目	3年目			CWA BYYY	、貝子舟间の	Z1018=	刊间
	11月募集·申請 審査 貸与決定·契約	貸与(2年)	審査 貸付休止	貸与再開	審査	猶予(3年) ※年1回在職を確認	審査	免除					
1年次	2年次	3年次	4年次	M1	M2	就職1年目	2年目	3年目					
	11月募集·申請 審査 貸与決定·契約	貸与(2年)		*修士課程へ進 返還の債務		審査	猶予(3年) ※年1回在職を確認	審査	免除				
1年次	2年次	3年次	4年次	M1	M2	就職1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目		
	11月募集·申請 貸与決定·契約		貸与	(4年)		審査		猶予(※年1回在			審査	免除	
◎返還	の債務が発生	主する例											
2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	2031 (R13)	2032 (R14)	2033 (R15)	2034 (R16)	2035 (R17)	2036 (R18)
1年次	2年次	3年次	4年次	返			(111-)						
	11月募集·申請 審査 貸与決定·契約	貸与(2年)		審査 対象外の企業へ就職 月5万円を返還(2年)				*免除は「卒業後間を空けず」対象企業に京 *返済額の裁量免除を受けられるのは、貸 対象企業で就業したときに限る。					
1年次	2年次	3年次	4年次	M1	M2	返	還	7,120,120,1	1 1,000,000,000				
	11月募集·申請 審査 貸与決定·契約	貸与(2年)		*修士課程へ進学(申請期間外) 返還の債務の履行猶予		審査 対象外の公 月5万円を							
1年次	2年次	3年次	4年次	就職1年目	2年目	返	還						
	11日募集·申請 審査 貸与決定·契約	貸与(2年)		審査 猶予(2/3年) ※年1回在職を確認 機覇		月5万円を返還(2年)		貸与額 5	の債務の一部 万円×24月(頁 800千円	2年)=1,20	0千円 務は400千円	3	
1年次	2年次	3年次	4年次	就職1年目	λE	三二二二二							
	11月募集·申請 審查 貸与決定·契約	貸与(2年)		#査					る期間を対象 免除は、ない。	企業で就業し	ていない	ため、	